

埼玉県地域防災計画の修正について

1 埼玉県地域防災計画の概要

(1) 趣旨

災害対策基本法の規定及び国の防災基本計画に基づき、埼玉県の地域に係る災害から、住民の生命、身体、財産を保護するため、県、市町村、関係機関等が執るべき対応について定める。

(2) 策定根拠

埼玉県防災会議は、防災基本計画に基づき、地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

【災害対策基本法第40条第1項（要旨）】

2 主な修正事項

(1) 災害対策基本法等の改正を踏まえた修正

① 物資の備蓄状況の公表

備蓄状況について、年に1回、広く住民に公表する旨を追記する。



埼玉県熊谷防災基地

② 広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携

被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う旨を追記する。

③ 在宅・車中泊避難者へのDWA T派遣による福祉サービスの提供

災害派遣福祉チーム（DWA T）を必要に応じて、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する旨を追記する。

(2) 国の防災基本計画の修正を踏まえた修正

① 避難所の生活環境への配慮

快適なトイレ・健康のための入浴施設の設置状況の把握に努め、必要な対策を講ずるとともに、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所の確保に努める旨を追記する。



出典：「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」
中央防災会議 防災対策実行会議
令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ

② 新物資システムの活用

新物資システム（B-PLO）を活用し、施設ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する旨を追記する。

(3) 県の施策等を踏まえた修正

① リエゾン派遣の手続き等の明確化

県民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等が発生した場合、被災市町村役場、被災地等での情報収集の徹底を図るため、県職員を被災市町村等に派遣するリエゾンについて追記する。

② 埼玉版FEMAの推進

災害等発生時の情報収集や共有、目標設定のフォーマット（様式）等を定めたプロトコール（手順書）を整備することで、関係機関同士の強固な連絡を推進する旨を追記する。

3 今後の予定

- ・令和8年 1月下旬～2月下旬
- ・令和8年 3月

県民コメント実施
埼玉県防災会議
⇒ 計画修正の承認・公開